

○総務省告示第二百八十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

二 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用

電波の型式	周波数	空中線電力
〔略〕	<p>(1) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの 九一六・八MHz、九一八〇MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz</p> <p>(2) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの 九二〇・五MHz又は九二〇・七MHz</p> <p>(3) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの 九二〇・六MHz</p>	一ワット以下

改正前

二 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	<p>(1) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの 九一六・八MHz、九一八〇MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz</p> <p>(2) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの 九二〇・五MHz又は九二〇・七MHz</p> <p>(3) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの 九二〇・六MHz</p>	一ワット以下

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

〔1・2 略〕

3 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

(一) 一の単位チャンネル(中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下)の周波数のうち九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。以下この号において同じ。)を使用するもの

周波数	中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数であって、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行わないものに限る。)
空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号及び次号において同じ。)以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(二) 連続する二の単位チャンネルを同時に使用するもの

周波数	中心周波数が九一六・一MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であつて、九一六・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行わないものに限る。)
空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

〔同上〕
〔1・2 同上〕

3 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・〇〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(二) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九一六・一MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であつて、九一六・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・〇〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

<p>中心周波数が九二〇・七MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であつて、九二〇・七MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行うものに限る。）</p>	<p>〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。</p>	
---	---	--

(三) 連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの

<p>中心周波数が九一六・二MHz以上九二七・八MHz以下の周波数であつて、九一六・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものに限る。）</p>	<p>一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。</p>	<p>単向通信方式、 単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</p>
---	---	--

(四) 連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの

<p>中心周波数が九一六・三MHz以上九二七・七MHz以下の周波数であつて、九一六・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものに限る。）</p>	<p>一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。</p>	<p>単向通信方式、 単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</p>
---	---	--

<p>中心周波数が九二〇・七MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であつて、九二〇・七MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p>	<p>〇・〇〇一ワットを超え〇・〇二ワット以下</p>	
---	-----------------------------	--

(三) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの

<p>中心周波数が九一六・二MHz以上九二七・八MHz以下の周波数であつて、九一六・二MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p>	<p>〇・〇〇一ワットを超え〇・〇二ワット以下</p>	<p>単向通信方式、 単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</p>
---	-----------------------------	--

(四) 占有周波数帯幅が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの

<p>中心周波数が九一六・三MHz以上九二七・七MHz以下の周波数であつて、九一六・三MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p>	<p>〇・〇〇一ワット以下</p>	<p>単向通信方式、 単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</p>
---	-------------------	--

中心周波数が九二〇・九MHz以上九二七・七MHz以下の周波数であつて、九二〇・九MHzに一〇〇kHzの整数倍を加

トを超え〇・〇

波数であつて、九二〇・九MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行うものに限る。)	開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	
--	--	--

(五) 連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・四MHz以上九二七・六MHz以下の周波数であつて、九一六・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行わないものに限る。)	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

4
 〓 九二八・一MHzを超え九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備
 (一) 一の単位チャネル(中心周波数が、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数のうち九二八・一五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。以下この号において同じ。)を使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数であつて、九二八・一五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(二) 連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの

えたもの	二ワット以下	
------	--------	--

(五) 占有周波数帯幅が八〇〇kHzを超え一、〇〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・四MHz以上九二七・六MHz以下の周波数であつて、九一六・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

4
 〓 「同上」
 (一) 占有周波数帯幅が一〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数であつて、九二八・一五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(二) 占有周波数帯幅が一〇〇kHzを超え二〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九二八・二MHz以上九二九・六MHz以下の周波数であつて、九二八・二MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(三) 連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	中心周波数が九二八・二五MHz以上九二九・五五MHz以下の周波数であつて、九二八・二五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(四) 連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	中心周波数が九二八・三MHz以上九二九・五MHz以下の周波数であつて、九二八・三MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(五) 連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	中心周波数が九二八・三五MHz以上九二九・四五MHz以下の周波数であつて、九二八・三五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

周波数	中心周波数が九二八・二MHz以上九二九・六MHz以下の周波数であつて、九二八・二MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・〇〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(三) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え三〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九二八・二五MHz以上九二九・五五MHz以下の周波数であつて、九二八・二五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・〇〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(四) 占有周波数帯幅が三〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九二八・三MHz以上九二九・五MHz以下の周波数であつて、九二八・三MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・〇〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(五) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え五〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九二八・三五MHz以上九二九・四五MHz以下の周波数であつて、九二八・三五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・〇〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

十 移動体識別用

「1 略」

2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

(一) 周波数が九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下のもの

ア 占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が、九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHz以上九二三・四MHz以下であって、九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。

イ 占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九二〇・五MHz以上九二三・三MHz以下であつて、九二〇・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二七デシベル以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。

ウ 占有周波数帯幅の許容値が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの

周波数	中心周波数が九二〇・六MHz以上九二三・二MHz以下であつて、九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二七デシベル以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。

エ 占有周波数帯幅の許容値が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの

十 「同上」

「1 同上」

2 「同上」

(一) 「同上」

ア 「同上」

電波の型式	N、N、A、D、A、X、N、H、D、R、D、J、D、F、D、F、D又はG
周波数	中心周波数が、九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHz以下であつて、九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・二五ワット以下

イ 「同上」

電波の型式	N、N、A、D、A、X、N、H、D、R、D、J、D、F、D、F、D又はG
周波数	中心周波数が九二〇・五MHz以上九二三・三MHz以下であつて、九二〇・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・二五ワット以下

ウ 「同上」

電波の型式	N、N、A、D、A、X、N、H、D、R、D、J、D、F、D、F、D又はG
周波数	中心周波数が九二〇・六MHz以上九二三・二MHz以下であつて、九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの
空中線電力	〇・二五ワット以下

エ 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	オ 占有周波数帯幅の許容値が八〇〇kHzを超え一、〇〇〇kHz以下のもの		周波数	空中線電力	
	中心周波数が九二〇・八MHz以上九二三MHz以下であって、九二〇・八MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの		〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が二七デシベル以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二七デシベル以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。	
	オ 「同上」		電波の型式	周波数	空中線電力
	D D、F二D又はG一		中心周波数が九二〇・八MHz以上九二三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下	〇・二五ワット以下
D D、F二D又はG一		中心周波数が九二〇・七MHz以上九二三・一MHz以下であつて、九二〇・七MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下	〇・二五ワット以下	

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

二 送信時間制限装置は、次のとおりであること
 1 送信時間制限装置（九一・五・九MHz以上九二・九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

用 途	送 信 時 間	送 信 休 止 時 間
〔略〕		
テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用	四〇秒 注2、3、7	二秒 注3、7
〔略〕		
国際輸送用データ伝送用	一秒 注6	一ミリ秒
人・動物検知通報システム用	六〇秒 注8	二秒 注8

〔注1〕5 略
 〔削る〕

7|| 6||
 〔略〕 〔略〕

改正前

二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

用 途	送 信 時 間	送 信 休 止 時 間
〔同上〕		
テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用	四〇秒 注2、3、8、9	二秒 注3、8、9
〔同上〕		
移動体識別用	四秒 注6	〇・〇五秒 注6
国際輸送用データ伝送用	一秒 注7	一ミリ秒
人・動物検知通報システム用	六〇秒 注10	二秒 注10

〔注1〕5 同上
 6|| 九一・六・七MHz以上九二・三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り、ただし、九二・〇・五MHz以上九二・三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものであって、第三項第五号(4)の技術基準が適用される装置の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
 (1) 送信時間は、〇・四秒とする。
 (2) 送信休止時間は、一ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

8|| 7||
 〔同上〕 〔同上〕

〔削る〕

8

〔略〕

2|| 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、次のとおりとする。

(1) 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（キャリアセンスを備えていないものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であって、電波を放射してから〇・一秒以内にその放射を停止し、かつ、〇・一秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を放射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

(2) 九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、電波を放射してから五〇ミリ秒以内にその放射を停止し、かつ、五〇ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を放射してから五〇ミリ秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

9

九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 空中線電力が一ミリワット以下であって、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を放射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(2) 空中線電力が一ミリワット以下であって、九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を放射してから〇・〇五秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(3) 空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であって、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ四秒及び〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を放射してから四秒以内に再送信（二八マイクロ秒以上のキャリアセンスを行った後の送信であって、当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(4) 空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であって、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用し、次項第二号(4)の技術的条件が適用される場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ〇・四秒及び二ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

10

〔同上〕

〔新設〕

(3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

キャリアセンスの受信時間	送信時間	送信休止時間
一一八マイクロ秒以上	〇・四秒 注1、2、3	二ミリ秒 注4
五ミリ秒以上	四秒 注5	五〇ミリ秒 注6

注1 一時間当たりの送信時間の総和は三六〇秒以下であること。ただし、他の無線設備からの要求（送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）の受信を完了した後二ミリ秒以内に送信を開始し、かつ、要求の受信を完了した後五ミリ秒以内（一の単位チャネルを使用する場合は五〇ミリ秒以内）に送信を完了する応答（以下「確認応答」という。）にかかる時間は、一時間当たりの送信時間の総和に含めることを要しない。

- 2| 移動体識別用のものにあつては、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。
 - 3| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のものにあつては、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。
 - 4| 送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。
 - 5| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のものにあつては、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。
 - 6| 最初に電波を放射してから四秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信であつて、当該再送信に先立つキャリアセンスの受信時間が一一八マイクロ秒以上のものに限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。
- 三 キャリアセンスは、次のとおりであること。

- 「1 略」
- 2 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあつては、次のとおりであること。ただし、確認応答を行うおとする場合は、キャリアセンスを要しない。
- (1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において次の値以上である場合には、電波の発射を行わないものであること。

- 三 「同上」
- 「1 同上」
- 2 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあつては、次のとおりであること。
- (1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において（一）八〇デシベル（二）ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

イ|| 空中線電力が二〇ミリワット以下のもの
シベルとする。以下ロにおいて同じ。)

ロ|| 空中線電力が二〇ミリワットを超えるもの
を(一)八〇デシベルから減じた値

ハ|| 空中線電力が二〇ミリワットを超えた分
を(一)八〇デシベルから減じた値

ニ|| 空中線電力が二〇ミリワットを超えるもの
を(一)八〇デシベルから減じた値

ホ|| 空中線電力が一〇ミリワットを超えるもの
を(一)七四デシベルから減じた値

ヘ|| 空中線電力が二五〇ミリワットを超えるもの
を(一)七四デシベルから減じた値

〔新設〕

(2) 〔同上〕

|| 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

(3) || (3)の条件にかかわらず、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

|| 〔同上〕

(1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において(一)七四デシベル(一)ミリワットを〇デシベルとする。以上の値(空中線電力が一〇ミリワット以下のもの)にあっては、(一)六四デシベル以上の値(である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

〔新設〕

(2) 〔同上〕

|| 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

(3) || (3)の条件にかかわらず、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

|| 〔同上〕

|| 〔同上〕

|| 〔同上〕

(2) 空中線電力一ミリワット以下の無線設備であって、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合であり、かつ、一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であるもの

<p>〔削る〕</p> <p>(3) 〓</p> <p>〔略〕</p> <p>〔2〕 〔6〕 略</p>	<p>(3) 〓</p> <p>九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、他の無線設備からの要求（送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）からの応答であつて、送信時間が〇・〇五秒以下となるもの</p> <p>(4) 〓</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔2〕 〔6〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に受けている九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3 この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十九号の規定に適合する九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省告示第二百八十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第六号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。 「1～6 略」</p> <p>7 陸上移動局(設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)</p>	<p>一 「同上」 「1～6 同上」</p> <p>「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

〔削る〕

六
〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

六
九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数	空中線電力
<p>(一) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数であつて、九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(二) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・七MHz以上九二三・三MHz以下の周波数であつて、九二〇・七MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(三) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・八MHz以上九二三・二MHz以下の周波数であつて、九二〇・八MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(四) 占有周波数帯幅が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・九MHz以上九二三・一MHz以下の周波数であつて、九二〇・九MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(五) 占有周波数帯幅が八〇〇kHzを超え一MHz以下のもの 中心周波数が、九二二MHz以上九二三MHz以下の周波数であつて、九二二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p>	<p>〇・二五ワット</p>

七
〔同上〕

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

2 特定小電力無線局

2 [同左]

周波数	指定周波数帯
[略]	
433.92MHz	433.67MHz から 434.17MHz まで
916MHz 以上 928MHz 以下の 周波数のうち 916MHz に 200kHz の整数 倍を加えたもの	指定する周波数の単位チャンネル（中心周波数が 916MHz 以上 928MHz 以下の周波数のうち 916MHz に 200kHz の整数倍を加えたものであって、帯域幅が 200kHz のチャンネルをいう。）の帯域幅
928.15MHz 以上 929.65MHz 以下の周波数のうち 928.15MHz に 100kHz の整数 倍を加えたもの	指定する周波数の単位チャンネル（中心周波数が 928.15MHz 以上 929.65MHz 以下の周波数のうち 928.15MHz に 100kHz の整数倍を加えたものであって、帯域幅が 100kHz のチャンネルをいう。）の帯域幅

[同左]	[同左]
------	------

[略]	
433.92MHz	433.67MHz から 434.17MHz まで

[同左]	
433.92MHz	433.67MHz から 434.17MHz まで

[略]	
433.92MHz	433.67MHz から 434.17MHz まで
916MHz 以上 928MHz 以下の 周波数のうち 916MHz に 200kHz の整数 倍を加えたもの	指定する周波数の単位チャンネル（中心周波数が 916MHz 以上 928MHz 以下の周波数のうち 916MHz に 200kHz の整数倍を加えたものであって、帯域幅が 200kHz のチャンネルをいう。）の帯域幅
928.15MHz 以上 929.65MHz 以下の周波数のうち 928.15MHz に 100kHz の整数 倍を加えたもの	指定する周波数の単位チャンネル（中心周波数が 928.15MHz 以上 929.65MHz 以下の周波数のうち 928.15MHz に 100kHz の整数倍を加えたものであって、帯域幅が 100kHz のチャンネルをいう。）の帯域幅

6 920MHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局

[新設]

周波数	指定周波数帯
920.6MHz 以上 923.4MHz 以下の周波数のうち 920.6MHz に 200kHz の整数 倍を加えたもの	指定する周波数の単位チャンネル（中心周波数が 920.6MHz 以上 923.4MHz 以下の周波数のうち 920.6MHz に 200kHz の整数倍を加えたものであって、帯域幅が 200kHz のチャンネルをいう。）の帯域幅

920.6MHz 以上 923.4MHz 以下の周波数のうち 920.6MHz に 200kHz の整数 倍を加えたもの	指定する周波数の単位チャンネル（中心周波数が 920.6MHz 以上 923.4MHz 以下の周波数のうち 920.6MHz に 200kHz の整数倍を加えたものであって、帯域幅が 200kHz のチャンネルをいう。）の帯域幅
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第一 開設計画に記載すべき事項 〔二〕五 略〕</p> <p>六 混信等の防止に関する事項</p> <p>九〇〇MHz帯開設計画にあつては次の1、七〇〇MHz帯開設計画にあつては次の2に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠</p> <p>1 九〇〇MHz帯開設計画に係る無線局</p> <p>〔一〕 略〕</p> <p>〔二〕 無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局</p> <p>〔三〕七 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>別表第一 〔同上〕 〔二〕五 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上〕</p> <p>〔二〕 無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局</p> <p>〔三〕七 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発

出 発

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
[一～八 略] 九 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル（中心周波数が916MHz 以上 928MHz 以下の周波数にあつては、916MHz に 200kHz の整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHz のチャネルを、928.15MHz 以上 929.65MHz 以下の周波数にあつては、928.15MHz に 100kHz の整数倍を加えたものであつて帯域幅が 100kHz のチャネルをいう。）を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20 (10 ⁶)
[十 略]	

[同左]	[同左]
[一～八 同左] 九 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	[同左]
[十 同左]	

備考 表中の「」の記号は注記による。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十四第六号の規定に基づき、九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第五百三十二号（九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

一 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

キャリアセンスの受信時間	送信時間	送信休止時間
一・二八マイクロ秒以上	〇・四秒 注1	二ミリ秒 注2
五ミリ秒以上	四秒	五〇ミリ秒 注3

注1 一時間当たりの送信時間の総和は三六〇秒以下であること。ただし、他の無線設備からの要

求（送信する無線チャンネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）の受信を完了した後二ミリ秒以内に送信を開始し、かつ、要求の受信を完了した後五ミリ秒以内（一の単位チャンネルを使用する場合は五〇ミリ秒以内）に送信を完了する応答（以下「確認応答」という。）にかかる時間は、一時間当たりの送信時間の総和に含めることを要しない。

2 送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

3 最初に電波を発射してから四秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信であつて、当該再送信に先立つキャリアセンスの受信時間が一二八マイクロ秒以上のものに限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

二 キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。ただし、確認応答を行ううとする場合は、キャリアセンスを要しない。

1 受信入力電力の値が給電線入力点において（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上である場合には、電波の発射を行わないものであること。

2 受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャンネルの幅であること。

○総務省告示第二百九十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示四百二十七号（デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途
 1 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、一、九〇〇・二五MHz、一、九〇五・三五MHz及び一、九〇五・九五MHz	[略]	[略]
一、八九三・六五MHz以上 一、九〇五・九五MHz以下の 周波数であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの(一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。)	[略]	[略]

2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六MHz、 一、八九七・三四四MHz、 一、八九九・〇七二MHz、 一、九〇〇・八MHz及び一、九〇二・五二八MHz及び一、九〇四・二五六MHz	[略]	[略]

3 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

改正前

一 [同上]
 [同上]

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHz	[同上]	[同上]
一、八九三・六五MHz以上 一、九〇五・九五MHz以下の 三〇〇kHz間隔の周波数 (一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く四〇波)	[同上]	[同上]

2 [同上]

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六MHz、 一、八九七・三四四MHz、 一、八九九・〇七二MHz、 一、九〇〇・八MHz及び一、九〇二・五二八MHz	[同上]	[同上]

3 [同上]

周波数	電波の型式	用途
一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHz	X七D又はX七W	[略]

三 PHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数	電波の型式	用途
[略]	[略]	[略]

周波数	電波の型式	用途
[同上]	[同上]	[同上]

三 [同上]

周波数	電波の型式	用途
[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

一、八八四・六五MHz以上
一、九一五・五五MHz以下の
周波数であつて、一、八八
四・六五MHz及び一、八八
四・六五MHzに三〇〇kHzの整
数倍を加えたもの(一、八
九八・四五MHz及び一、九〇
〇・二五MHz並びに一、九〇
六・二五MHz以上一、九〇
八・〇五MHz以下の周波数を
除く)

[略]

[略]

[同上]

[同上]

一、八八四・六五MHz以上
一、九一五・五五MHz以下の
三〇〇kHz間隔の周波数
(一、八九八・四五MHz及び
一、九〇〇・二五MHz並びに
一、九〇六・二五MHz以上
一、九〇八・〇五MHz以下の
周波数を除く九五波)

[同上]

[同上]

D一C、D一D、D一
E、D一F、D一X、D
七C、D七D、D七E、
D七F、D七W、D七
X、G一C、G一D、G
一E、G一F、G一X、
G七C、G七D、G七
E、G七F、G七W、G
七X、X一C、X一D、
X一E、X一F、X一
X、X七C、X七D、X
七E、X七F、X七W又
はX七X

[同上]

[同上]

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二第一項第一号イただし書、同号ロただし書、同号ハ及びホ、同項第二号ホ、同条第二項第二号ただし書並びに同項第三号、第四十九条の八の二第二項第一号イただし書及び同号ハ、同項第二号ハ並びに同条第二項ただし書、第四十九条の八の二第三項第一号イただし書及び同号ハ、同項第二号ホ並びに第四十九条の八の三第一項第一号ただし書、同項第六号及び同条第二項第三号ただし書の規定に基づき、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。

なお、平成二十二年総務省告示第三百八十九号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1 時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は四とし、一チャネルで二の通信を同時に行うことができるものとする。

2 時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第一号のとおりとする。

3 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの陸上移動局に使用する無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

(一) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局に使用する無線設備

高周波部及び変調部（空中線系を除く。）以外の装置

(二) (一)に掲げる無線設備以外の無線設備

ア 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器その他これに準ずるもの

イ 通話のための操作を行う操作器

ウ 音量調節器及びこれに準ずるもの

4 キャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。

電波を放射しようとする場合（制御チャネルにおける電波を放射する場合を除く。）、その電

波を発射するために使用するスロットに対応する受信のためのスロットにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信機入力電圧が、連続する四フレーム以上にわたり一五九マイクロボルト以下である場合に限り、当該スロットにおける電波の発射が可能であること。

5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備が制御チャンネルにおける電波を発射する場合には、当該電波の送信時間は一の搬送波当たり、一秒間に五ミリ秒以内であること。

6 変調信号の送信速度は、別表第一号又は別表第二号のとおりとする。

7 同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下同じ。）を記憶していない二以上の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機相互間、同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上のPHSの陸上移動局相互間又は同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機とPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合にあっては、次の条件に適合するものであること。

- (一) 一、八九六・〇五MHz、一、八九六・九五MHz又は一、八九七・五五MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。
- (二) 送信する電波の周波数は、最初に発信する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。
- (三) 通話時間は、最大三〇分であること。
- (四) 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。
- (五) 同時使用可能な最大チャンネル数は、四であること。
- 8 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機及びPHSの陸上移動局に使用する無線設備にあつては、同時使用可能な最大チャンネル数は、チャンネルの切替時を除き、四とする。
- 9 PHSの無線局の無線設備は、一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHzの周波数の電波を制御チャンネルとして使用できるものであること。
- 二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。
 - 1 時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第二号のとおりとする。
 - 2 キャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。

- (一) 電波を發射しようとする場合、その電波を發射するために使用するチャンネル及びそれに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が發射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり(一)六二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。)以下である場合に限り、当該チャンネルにおける電波の發射が可能であること。
- (二) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機が、一、八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を發射しようとする場合は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が(一)八二デシベル以下である場合に限り、電波の發射が可能であること。ただし、無線設備規則第四十九条の八の二の二第一項第二号ニただし書の規定によるもの以外の場合にあつては、一、八九九・〇七二MHzの周波数の電波を發射しようとする場合であつて空中線電力が一ミリワット以下又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を發射しようとする場合であつて空中線電力が〇・三ミリワット以下のものはこの限りではない。
- 3 変調信号の送信速度は、別表第三号のとおりとする。
- 4 同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の親機を介さない無線通信

を行う場合にあっては、次の条件に適合するものであること。

(一) 一、八九五・六一六MHzの周波数の電波を使用すること。

(二) 通話時間は、最大三〇分であること。

(三) 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1 時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第三号のとおりとする。

2 占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzの無線設備のキャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。なお、設備規則第四十九条の八の二の三第一項第二号ホただし書の規定によるもの以外の場合にあっては、(一)から(三)の受信電力に最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を加えることができる。

(一) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用するチャンネル及びそれに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六八デシベル以下である場合に限り、

電波の発射が可能であること。

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあつては、その電波を発射するために使用するチャンネル及びそれに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、(一)六二デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

(三) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が電波を発射しようとする場合、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルのうち、一、八九・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が、(一)七五デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

3 占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzの無線設備のキャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。なお、設備規則第四十九条の八の二の三第一項第二号ニただし書の規定によるもの以外の場合にあつては、(一)から(三)の受信電力に最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を加えることができる。

(一) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(子機のキャリアセンスを代行するものに限る。)にあつては、その電波を発射するために使用するチャンネル及びそ

れに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六四デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキヤリアセンスを行うものにあつては、その電波を発射するために使用するチャンネル及びそれに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）五六デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

(三) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が電波を発射しようとする場合、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が、（一）八二デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

4 識別符号の技術的条件は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うものにあつては別に定める。

(一) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機
四四一九〇から始まる五桁以上の十進数字

- (二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機
 四四一九〇から始まる十五桁を超えない十進数字

別表第一号 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

変調方式	変調信号の送信速度
B P S K	192kbit/s
Q P S K	384kbit/s
8 P S K	576kbit/s
12Q A M	672kbit/s
16Q A M	768kbit/s
24Q A M	864kbit/s
32Q A M	960kbit/s
64Q A M	1152kbit/s
256Q A M	1536kbit/s

注 許容偏差は百万分の100とする。

別表第二号 P H S の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

変調方式	占有周波数帯幅が288kHz以下のもの		占有周波数帯幅が288kHzを超えるもの	
	ローカルオフ率0.5	ローカルオフ率0.5	ローカルオフ率0.5	ローカルオフ率0.38
B P S K	192kbit/s	576kbit/s	640kbit/s	
Q P S K	384kbit/s	1152kbit/s	1280kbit/s	
8 P S K	576kbit/s	1728kbit/s	1920kbit/s	
12Q A M	672kbit/s	2016kbit/s	2240kbit/s	
16Q A M	768kbit/s	2304kbit/s	2560kbit/s	
24Q A M	864kbit/s	2592kbit/s	2880kbit/s	
32Q A M	960kbit/s	2880kbit/s	3200kbit/s	
64Q A M	1152kbit/s	3456kbit/s	3840kbit/s	
256Q A M	1536kbit/s	4068kbit/s	5120kbit/s	

注 許容偏差は百万分の100とする。

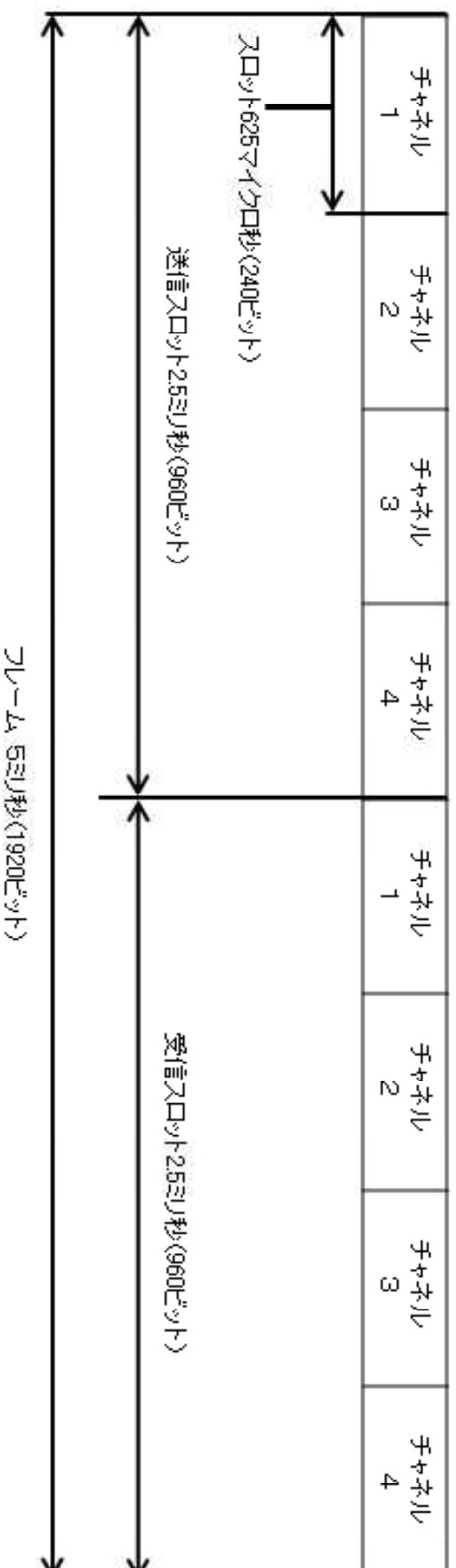
別表第三号 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

変調方式	変調信号の送信速度
F S K 及び $\pi / 2$ -B P S K	1152kbit/s

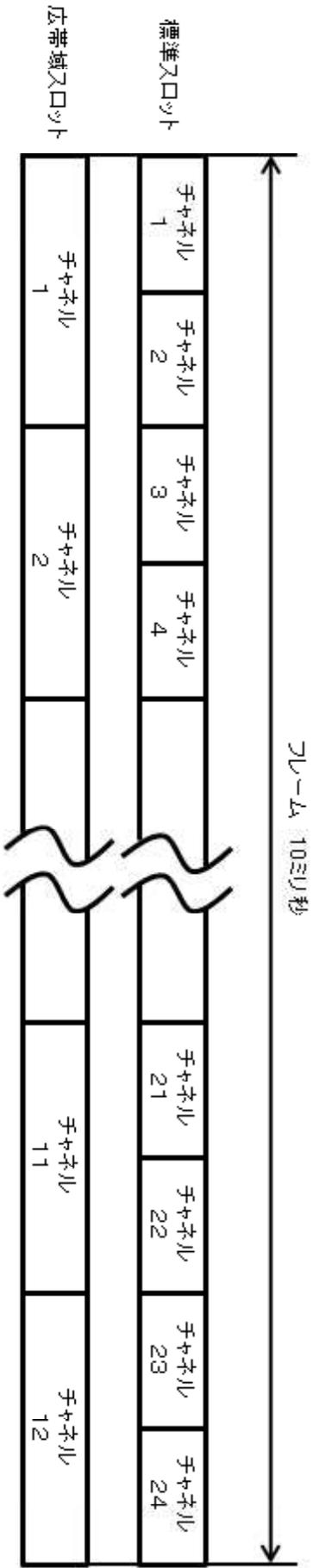
$\pi / 4 - \text{QPSK}$	2304kbit/s
$\pi / 8 - \text{PSK}$	3456kbit/s
16QAM	4608kbit/s
64QAM	6912kbit/s

注 許容偏差は百万分の100とする。

別図第一号 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備のフレーム構成



別図第二号 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成



注 1 フレームの中で標準スロットと広帯域スロットを組み合わせて使用することができる。

別図第三号 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成

クラス 10分

クラス
1分

D	S	U	U	D	D	S	U	U	D
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

D: ディスカッション

U: フィードバック

S: スペシャル

○総務省告示第二百九十五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後				改正前			
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用無線設備の識別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>							
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	「一・二略」		「同上」		「同上」	
		<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>		<p>三 「同上」</p>		<p>三 「同上」</p>	
		<p>（1） 三二MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては、四八ビット以上</p> <p>（2） 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、三二ビット以上</p>		<p>四八ビット以上</p>		<p>（1） 無線設備規則第四十九条の八の二三第一号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあつては、二七ビット</p> <p>（2） 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあつては、三四ビット</p>	
		「四〇九の二略」		「同上」		「同上」	
		<p>九の三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備</p>		<p>二四ビット以上</p>		<p>九の三 「同上」</p>	

〔十〇十三 略〕

二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
〔一・二 略〕	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	<p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。ただし、空中線電力が二〇ミリワットを超えるものにあつては、その超えた分を（一）八〇デシベルから減じた値以下の場合に判定を行う。</p> <p>〔3〕・〔4〕 略</p>
〔四〇七 略〕	〔3〕・〔4〕 略
七の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備	<p>〔1〕 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を放射しようとする場合に限る。）にあつては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシベ</p>

〔十〇十三 同上〕

〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔一・二 同上〕	〔同上〕
三 〔同上〕	<p>〔1〕 同上</p> <p>〔2〕 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。</p> <p>〔3〕・〔4〕 同上</p>
〔四〇七 同上〕	〔3〕・〔4〕 同上
七の二 〔同上〕	<p>〔1〕 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を放射しようとする場合に限る。）にあつては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシ</p>

	<p>七の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備</p>
<p>(2) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあつては、電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続するニフレーム以上にわたり(一)六ニデシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。</p>	<p>(1) 占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzの無線設備については、アからウの場合に判定を行う。なお、空中線電力の低下を空中線の利得で補うもの以外の場合にあつては、最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下を受信電力に加えることができる。</p>
<p>本項(2)の場合に判定を行う。</p> <p>(2) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備(一、八九五・六一六MHz又は一、九〇二・五二八MHzの周波数の電波を放射しようとする場合に限る。)及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあつては、電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続するニフレーム以上にわたり(一)六ニデシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。</p>	<p>七の三 「同上」</p> <p>(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備(一、八九八・一五MHz又は一、九〇〇・五五MHzの周波数の電波を放射しようとする場合に限る。)にあつては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電</p>

ア 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキヤリアセンスを代行するものに限る。）にあつては、その電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合。

イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキヤリアセンスをを行うものにあつては、その電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）六二デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下である場合。

ウ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九・四五MHz又は一、九〇・二五MHzの電波による受信電力が（一）七五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の場合。

力が（二）八三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の場合及び本項(2)の場合に判定を行う。ただし、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が発射する電波の送信時間が一秒間に五ミリ秒以内である場合は、この限りでない。

(2) 占有周波数帯幅の許容値が

五、〇〇〇kHzの無線設備については、アからウの場合に判定を行う。なお、空中線電力の低下分を空中線の利得で補うもの以外の場合にあつては、最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を受信電力に加えることができる。

ア 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあつては、その電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合。

イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあつては、その電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九五・七五MHz又は一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を放射しようとする場合に限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあつては、電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続する四フレーム以上にわたり（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。

<p>「八〇十一 略」</p>	<p>ウ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が(一)八二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合。</p>
<p>四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。</p> <p>1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備(九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であって、次の条件を満たすもの</p> <p>〔一〕(二) 略</p> <p>〔2・3 略</p>	<p>「八〇十一 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)、又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であって、次の条件を満たすもの</p> <p>〔一〕(二) 同上</p> <p>〔2・3 同上</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。